平成２３年（フ）第３２８号
岩手県花巻市東和町田瀬１区360番地
破産者　阿部　正彦
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４５号
盛岡市東松園１丁目23番11号、旧住所盛岡市小鳥沢１丁目28番10号
破産者　細川　和子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８４号
秋田市飯島西袋２丁目17番24号
破産者　櫻田　美鈴
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺246番地
破産者　多田　政利
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
福島県郡山市富久山町福原字道ノ窪60番地の１
破産者　小林　吉郎
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３８４号
神奈川県大和市南林間５丁目４番17号　グリーンハイツ102
破産者　山川　勝史
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１５号
横浜市金沢区柴町377番地５　Ｓａｉｔａ101号
破産者　深瀬　定雄
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０１号
金沢市増泉１丁目16番２号、従前の住所金沢市下本多町６番丁６番地１の２
破産者　はまだ歯科医院こと　濱田　正幸
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
山梨県甲府市国玉町1300番地２
破産者　山本　清美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
静岡県浜松市北区三方原町109番地の５
破産者　石上　慎二
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
愛知県豊橋市天伯町字竜ヶ丘125番地の５、従前の住所愛知県豊橋市野依町字花ノ木127番地の１
破産者　めん処丸長こと　山田　良雄
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５５号
京都府八幡市八幡軸66番地
破産者　安藤　達也
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
香川県高松市香川町大野2395番地７
破産者　上原　輝重
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１７号
愛媛県松山市西垣生町735番地、開始決定時の住所愛媛県松山市久保田町303番地36
破産者　鵜篭　佳久
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
愛媛県宇和島市三間町増田237番地２
破産者　田原　久義
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県宇和島市三間町増田232番地２
破産者　田原　祐樹
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県八女郡広川町大字広川2214番地２
破産者　山下　晴生
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第６５号
宮崎県都城市久保原町20街区７号
破産者　後藤　貞行
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２６号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1664番地７
破産者　米澤　久美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部